

## 2. 国立大学法人奈良教育大学の平成21年度外部評価実施要項

平成21年11月25日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 奈良教育大学(以下「本学」という。)における教育研究活動の状況に係る自己評価の結果について、中期計画に従い、外部の有識者による検証(以下「外部評価」という。)を行う。本学の研究活動の質の向上に資するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

(委員会)

第2条 本学に、前条の目的を達成するため、国立大学法人奈良教育大学外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、高等教育に関し広く、かつ、高い識見を有するとともに、本学の教育研究活動に深い理解を有する国、地方公共団体又は高等教育機関等の者から、学長が委嘱した委員をもって構成する。

3 前各項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が定める。

(実施方法)

第3条 委員会は、本学の研究活動の状況に係る報告書等について外部評価を行う。

2 外部評価は、前項の報告書及び関係資料による調査のほか、必要に応じ実地調査等により行う。

(結果の公表)

第4条 外部評価結果は、学内外に公表する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、秘書・企画課が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成21年11月25日から施行する。